

(A 委員提出意見)

2008/11/19

素案・第 3 部会担当分野についての意見

第 3 部会の担当は第 4 章の一部ではありますが、ある種的前提もありますので、他の分野についても一部コメントいたします。

【前文】

「安全で安心、豊かな自治の実現」などの越谷市の目的が、分かりやすく明確に書かれている事を前提とします。

【第 2 章 基本理念と原則】

基本理念には、市民が主体であるといった根本の考え方が書かれている事を前提とします。基本原則には、参加と協働、情報共有といった、まちづくりの進め方についての原則が書かれている事を前提とします。

以上のように自治全般についての原則や目的が、前半の章に書かれている事を前提に、第 4 章の第 3 部会の担当分野では行政運営に関する内容に絞って記述するものと考えています。

【第 4 章の行政運営に関する部分】

(盛り込んで欲しい内容/ただし、このまま条文や素案になるとは思っていません)

①市民が安心して暮らせる為に、市の健全性を積極的に公開する

- ・ 行政が発注や契約する業務について、そのプロセスを明確にする。
- ・ 入札や発注における公正さを示す。
- ・ 権限規定や職務分掌を明らかにし、情報漏えいや不正が無い事を明らかにする。
- ・ 中立で公平な手続きにより正当な評価を実施する。

②市民福祉の向上の為に、民主的な運営を実現する

- ・ 公益な活動に対しては、行政からの支援を積極的に行う。
- ・ 委員会や公聴会などへの市民参加しやすい環境を整え、市民の市政への参加を促す。
- ・ 行政サービスの水準や内容を示し、公正で公平なサービスを提供する。

以上ですが、一般的な言葉にすると本音の部分が見えなくなるので、私の意図する内容を若干付け加えます。

① は、

昨今、他県他市の不正が目立つため、当市ではそのリスクを最小限にしたいという願望です。起こってからでは遅いし、まして基本条例制定後に発生したのでは恥ずかしさの極みです。

今週一週間だけでも、埼玉県国民年金常務の発注水増し、愛媛県教職員の着服、尼崎市の清掃事業入札での官製談合、愛知県職員の公金詐欺、滋賀県の指名入札汚職、鎌倉市議会議員の斡旋収賄、といったニュースがありました。また、記憶に新しいところでは大分県教育委員会の汚職、防衛庁や宮崎県の官製談合など、いくつも列挙できる状況です。

そういったリスクには、(モラルは重要ですが、モラルだけではなく、)不正が発生しづらいうルール作りと監視の眼、そして、万一発生しても即座に発見できる体制が必要と考えます。

② は、

市は誰でも参加が出来る事をオープンにし、かつ、多くの人に参加しやすい環境を整備する事を目的とします。問題は、今が参加しやすい環境であるか、という所です。参加する意思が無いのか、参加したくても環境が整っていないのか、議論はあるかと思いますが、どちらも残念な現象です。少なくとも参加できる環境の整備は必要と考えます。

一方、参加しない、あるいは、できなかった場合でも一市民として公平で平等のサービスが得られる事を保障する内容です。

これらは、あくまでも市民全体の福祉が維持される事が前提であり、全体の福祉の向上を目指すための措置という位置づけでなければなりません。

【第5章 住民投票】

審議会での議論不足もあって、住民投票については法令で定めた内容のままで良いと考えます。

その為、これだけで一章を起す必要性は無く、市民参加の一手段として一項設ける程度で良いと考えます。法令で定める以上の規定をする場合は、十分に時間をとってもっと議論をしなければいけないと思います。

以上

[行政運営の原則]

- (1) 執行機関は民主的かつ公正性、透明性及び効率性ある行政運営を行い、市民サービスに努めなければならない。
- (2) 執行機関はまちづくりの基本となる総合振興計画や地域的な課題の解決に関する諸計画及びこれと一体となる財政計画の策定、実施の過程において、これらに関する情報と公開するとともに、適確に市民の意見と反映すること外では、市民の参加を求めなければならない。
- (3) 市は前号の計画の立案、実施、評価に係る情報と適時公表し、必要とあるときは市民に分かりやすく説明しなければならない。
- (4) 執行機関は事務、事業の効果的、効率的な推進を図り、自身による業務評価及び外部機関による政策、施策評価を実施し、その結果に基づいて改善を行うとともに、その経緯と公表しなければならない。
- (5) 執行機関は行政運営において市民の権利保護を図るため、行政手続に関し必要な事項と定めなければならない。

[危機管理]

- (1) 執行機関は大規模な災害や各種の犯罪等から市民の生命財産を守るため、この緊急事態に的確に対応できる体制を整備し、その機能の維持に努めなければならない。
- (2) 執行機関は緊急事態が発生したときは、各地域の市民(住民)団体、関係機関、などと連携して地域社会の不安解消と市民生活の安全に努めなければならない。

(3) 執行機関は緊急事態に備えて情報収集、伝達機能の整備を図るほか、

各地域の市民(住民)団体との協力体制の整備に努めなければならない。

(4) 市民は緊急事態の発生時には自らの安全を図るとともに、近隣同士での助け合い

などのほか、執行機関と連携する等として地域住民全体の安全確保に協力

しなければならない。

[組織及び職員]

(1) 執行機関はこの組織が効率的かつ機動的で迅速に市民の要請に応えられる

よう、常に見直しに努めなければならない。

(2) 執行機関は人材の育成と業務遂行能力の向上に努め適正な人員配置により

的確に業務処理を進めなければならない。

(3) 職員は責任感と倫理感をもって職務を履行しなければならない。

(4) 職員は業務運営に違法もしくは不当の事実がある場合又はその事実の発生

を恐れがあるときは、これを放置せず、隠蔽することなく事態の是正に努め

るとともに業務運営と常に適法かつ公正な物に努めなければならない。

市は上記の公益通報に關し必要な事項を別に定めるところとする。

(C委員提出意見)

(総合振興計画)

市は、自治の基本理念のもと策定された総合振興計画に基づき、まちづくりを進めます。

(行政運営の原則)

1. 市は、行政サービス向上のため、市民にわかりやすい組織づくりをします。
2. 市は、公正で開かれた市政運営を図るため、個人情報保護のもと、必要な情報を公開・共有します。
3. 市は、市民が市政運営に積極的に参画し、協働できるように努めます。

(財政運営)

1. 市は、総合振興計画に基づいた財政計画を定め、財政の健全化に努めます。
2. 市は、市民にわかりやすく、財政状況を公表します。

(説明責任)

市は、行財政運営に関し、市民の求めに応じて、その説明責任を負うものとします。

(行政評価)

市は、内・外部機関による行政評価を行い、その結果を公表
します。

(危機管理)

1. 市は、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、または
生じる恐れがある緊急の事態に的確に対応するための体制
を整備して、市民生活の安全確保につとめます。
2. 市は、大規模災害等の発生時には、市民、関係機関、広域的
な相互協力機関等と連携し、市民生活の支援に努めます。
3. 市は、安心・安全のまちづくりのため、市民等と連携・協力
して、防災や地域安全対策の取り組みに努めます。

(D委員提出意見)

越谷市自治基本条例(素々案) (第3部会 担当分野)

第4章 市議会と行政

第〇条 市議会 (第2部会)

第〇条 市議会議員 (第2部会)

第〇条 市長 (第2部会)

第〇条 市職員 (第2部会)

第〇条 【市政運営の原則】

市長、議員、職員など市政に携わる者は、公平・公正・誠実で効率的な市政運営に努め市民サービスの向上を計らなければなりません。

第〇条 【市政への市民参画】

市は総合振興計画の基本構想、基本計画、実施計画などの各段階で市民意見の取り入れを保障する組織を作り、市民の知識、経験を生かした市政を推進しなければなりません。

特に地区別構想など詳細の計画策定に当たっては関係する当事者の参加を促すこととします。

第〇条 【市民の意見・苦情への対応の責務、説明責任】

市は市民から市政に関して苦情、不服が出された場合には誠実、迅速に対応し、市民に解りやすく説明しなければなりません。

第〇条 【財政運営】

市は財政計画の策定に当たっては市民参画の機会を保障し、運営に当たっては健全財政を堅持し、財政状況を公開して市民に解りやすく説明する責任を負います。

第〇条 「国・県・他市町村との対等な協力関係、連携・協力」

市は正当で応分の財政負担などについて国や県などと対等に協議することとし、近隣自治体と連携して効率的な市政の計画・実施を行い、相互補完による成果をあげるよう努めなければなりません。

第〇条 「行政評価」

市は市政について効率性、公平性、透明性、社会的弱者の保護などの観点から自ら評価し、第三者機関による評価を公表しなければなりません。

市は評価結果を尊重し、以後の事業計画の見直しを行うこととします。

第〇条 「個人情報の保護」

市は個人情報の保護に関する法令および市の条例を遵守するが、その運用に当たっては過度の個人情報保護による弊害を調整するよう努めなければなりません。

第〇条 【公益通報】職員は職務上知りえた事実が不正であり、それを公表することが客観的に見て市民の利益にかなう場合は、それを公表または通報しなければならず、それによって不利益は受けません。

第〇条 「危機管理」

市は安全、安心のまちづくりの為、市、市民、自治会などの役割を明らかにし、行政と市民などが連携して自らの安全を確保するよう努めなければなりません。

第5章 住民投票

第〇条 住民投票権を持つ市民の〇〇分の1以上の連署を添えて住民投票の請求があったときは住民投票を行い、市長、議会はその結果を尊重しなければならない。

越谷市自治基本条例の素案についての考え方（私案）

調整部会と第3部会向けに、「総則・基本原則」と「行政」に関する主な条文の素案を作成してみました。基本的な考え方としては、これまで検討してきた事項を網羅するのではなく、是非条文として盛り込みたい事項に絞って提案させていただいております。

ご検討のほど、よろしくお願いたします。

第1章 総則

1. 条例の目的

■ 条例の究極の目的は、自治の実現である。それは、これまでの議論の経緯をふまえる限り、市民の参加と協働によって公共空間が管理される状態を理想としている。市・議会は、そうした状態を可能にするような行政運営、言い換えれば、行政の応答性やアカウンタビリティを高める運営が強く求められることになる。このような自治の捉え方に沿うとすれば、一義的には住民自治の仕組みづくりが求められ、団体自治はその上に成り立つものだということができる。とりわけ、現行の地方自治法の規定が団体自治に偏っていることからしても、自治基本条例の主眼は住民自治に向けられるべきである。

【条文例】

(目的)

第0条 この条例は、越谷市における自治の基本原則及び自治の基本的事項を定め、市民の権利と責務、市長及び市職員の役割と責務並びに市議会の役割と責務等を明確にし、住民自治の仕組みを定めることにより、越谷市独自の自治の実現を図ることを目的とします。

→ 「自治力」という造語を使うのなら、これが今後の総合振興計画をはじめとする各種の行政計画で基本用語とする合意が必要。

2. 条例の位置づけ（最高規範性）

■ 条例の最高規範性をどのように言及するかは、法制度上妥当かという問題もあり、議論があるところだが、実際に最高規範性をうたっている条文は多く、市民に対するわかりやすさという点からすれば、さし当たり明記しておいたらどうか。また、最高規範性を担保する内容としては、他の条例・規則等の制定改廃時に本条例の趣旨を踏まえる旨の規定を設けることが考えられる。総合振興計画との関係については、必要があればここで入れておいてもよいのではないか？

【条文例】

(条例の位置づけ)

第0条 この条例は、自治及び市政の基本事項を定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の解釈や制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合を図らなければなりません。

2 市は、総合振興計画をはじめとする各種計画の策定並びに市の意思形成及びその実施において、この条例の定める内容を尊重し、整合を図るものとします。

3. 用語の定義

- 今回提案された内容によれば、市民の概念は幅広いようである。それについては異論ないが、住民投票規定など、住所を有する者に限定しなければならなくなった場合、彼らをどのように表現するかを決めておく必要がある。また、実際問題として、情報共有や参加の対象は、原則として市外住民も含まれることになることになると、各担当課の対応は大丈夫かということについても調整が必要。

【条文例省略】

第2章 自治の基本原則

1. 自治の基本原則

- 「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」「法令の自主解釈」「財政自治の原則」「対等及び協力の原則」について検討してみた。ただし、対等及び協力の原則については、一部税財源移譲について国や県に要望するという記述以外は、必ずしも基本原則にはならないと思われるため、必要であれば個別条文として規定したらどうか？

【条文例】

(自治の基本原則)

第〇条 市民及び市は、越谷市独自の自治の実現を図るため、次の掲げる基本原則に基づくものとする。

- (1) 市は、市の意思形成、実施及び評価それぞれの過程において、市民の参加が基本となるような運営を行います。
- (2) 市及び市民は、協働を基本とした市政の運営に努めます。
- (3) 市は、市政に関する情報を市民と共有し、市民は市政に関する情報を市と共有する権利を有します。
- (4) 市は、市の行政課題や市民のニーズに対応するため、自らの責任において法令を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。
- (5) 市は、長期的な視点に立って財政状況を把握し、健全な財政運営に努めるとともに、国や県への税源・財源移譲の要望を行い、課税自主権の行使及び市有財産の活用等を図ることにより、自立的な財政基盤の確保に努めます。

第3章 市民・コミュニティ

省略

第4章 議会・行政

1. 行政運営の原則

- 行政運営の原則を項目として列挙するやり方と、主要な条文をひとかたまりで並べるやり方がある。現時点では、部会で基本原則とは何かということについて合意されていないため、以下では、とりあえず、上記の自治の基本原則に関連する条文を列挙してある。

(参加機会の保障)

第〇条 市は、市民の参加機会を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加の制度を整備しなければなりません。

(審議会等への参加)

第〇条 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

- 2 前項の会議は、法令又は条例等に特段の定めがない限り、公開するものとします。
- 3 市は、第1項の市民公募を行うに当たっては、自ら意思表示することが困難な市民の参加が可能になるよう必要な措置を講ずるものとします。
- 4 前項の規定において、市は必要に応じて補佐人が同席し、本人に代わって発言することを支援します。

(市民と市・議会との協働)

第〇条 市及び議会は、越谷市の市民活動やコミュニティ活動を活発にし、その主体的な活動を支援するための仕組みや市民との協働の方針を整備しなければなりません。

- 2 市は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、市民と協働しながら進めていくよう努めます。

(パブリック・コメント)

第〇条 市は、総合振興計画をはじめとする重要な計画の策定に当たっては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めます。

- 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めます。
- 3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表します。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第〇条 市は、市民から意見、要望又は苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答しなければなりません。

- 2 市は、市民から法令に規定する直接請求あるいは争訴制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明しなければなりません。
- 3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければなりません。

(政策提案)

第〇条 市民は、市に対し政策や施策の提案を行うことができます。

- 2 前項の場合において、市は市民から要請があった場合には、第〇条各号（*情報共有の方法）に掲げる情報提供に努めるものとします。
- 3 市は、第1項の提案が行われたときは、政策や施策への反映に努めるとともに、その結果について、速やかに提案を行った市民に報告しなければなりません。

(説明責任)

第〇条 市及び市議会は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続等を市民にわかりやすく説明しなければなりません。

(情報への権利)

第〇条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有します。

(情報共有のための制度)

第〇条 市は、その有する情報を原則として公開しなければなりません。

- 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 3 前2項に関することは、別に定める。

(情報共有の方法)

第〇条 市は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程の状況に応じて、次に掲げる事項の情報提供に努めなければなりません。

- (1) 仕事の提案や要望など、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 市民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画及び法令
- (6) その他必要な情報

(情報の収集及び管理)

第〇条 市は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(行政評価)

第〇条 市は、総合振興計画をはじめとする重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施します。

- 2 市は、前項の評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させるものとします。
- 3 市は、前2項の評価を行うに当たっては、市民参加の手法をとるよう努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、市政に反映させなければなりません。

(市民の活動支援)

第〇条 市は、市民による主体的な公共的活動に対し、その自主性を尊重した上で、活動促進のための財政的な支援に努めます。

- 2 市は、前項のほか、市民による主体的な公共的活動を促進するための基盤整備に努めます。
- 3 市は、前2項の対応を行ったときは、原則としてその具体的な経過、内容及び手続等に関する文書を公開しなければなりません。
- 4 市民は、第1項及び第2項の支援を受けたときは、社会的責任を認識し、活動内容を広く公開することで、住民に理解されるよう努めるものとします。

(市民活動団体の公共サービスへの参入機会の提供)

第〇条 市は、公共事業及びその他公共サービスの事業実施に当たっては、市民活動団体の参入機会を積極的に提供します。

2 市は、前項の参入機会を提供する場合には、公募及び公開を原則とするとともに、事業者の入札等の資格要件を見直し、市民活動団体が登録しやすい条件整備に努めます。

3 市は、第1項の参入機会を提供する場合において、委託その他の方法によって市民活動団体と契約するときは、人件費等運営費の適切かつ公正な積算等、市の契約ルールの明確化及び適正化を図らなければなりません。

2. 財政運営

■ 財政運営については、参加、評価、意見提案等も含まれるが、上記までの条文に位置づけるため、ここでは予算編成から決算についての基本的事項の列挙にとどめてある。なお、これらの条文は、ニセコ町のまちづくり条例に依拠している。

(予算編成)

第〇条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めます。

(予算執行)

第〇条 市長は、市の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとします。

(決算)

第〇条 市長は、決算に関わる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければなりません。

3. 組織・職員

■ 組織についての規定は、1つだけである。弾力的、機動的な組織運営が望ましいとすれば、自治基本条例で詳細に規定するのはかえって好ましくないという考え方もあるため、下記の表現にとどめてある。また、職員政策と公益通報については、第2部会のカテゴリーに分類されうるが、かつて第3部会でも議論されたので、念のため挙げてある。

(組織)

第〇条 市の組織は、政策課題に的確に対応できるよう、機能的であるとともに、常に組織相互の連携を保ちつつ、横断的な調整を図ります。

(職員政策)

第〇条 市長は、地域課題や市民ニーズに的確に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければなりません。

2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければなりません。

3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければなりません。

(公益通報)

第〇条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができるものとします。

2 前項に関することは、別に定めます。

(財政運営)

市は、中長期的な展望に立ち、財政計画を立て、総合振興計画及び行政評価等の結果を基に、予算を編成すべしと、計画の健全な財政運営に努めます。

又、市長は、財政状況に関する情報及び予算の編成及び執行にかかわる情報を市民にわかりやすく公表し、透明性を高めることとする。

(行政評価) 2項を追加 ※本条については特に意見なし

又、市長は、前項の評価の結果を公表すべしと、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、施策事業等に適切に反映させます。

(行政組織及び職員) 組織のあり方は、職員にたいして意見なし
市は、政策を効率的に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、社会情勢に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図るものとする。

(危機管理)

「被災者に対する生活再建支援策を講ずるものとする。」を本文の中へ組み込むべきかどうか？

(行政手続)

- 市長は行政手続について適正な事務処理を実施する
ため期限等の基準を明確にします。

(意見公募手続)

- 市長は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては市民
から当該事案に係る意見を募る手続を行います。

○市長は前項の手続により得られた市民の意見を
十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に
対する考え方を取りまとめて公表します。

(説明責任 情報公開)

(説明責任についての意見として)

(情報公開)

- 市民は、市政に関する情報を市にその開示を
求めよとかができる権利、

(情報の提供)を追加してはどうか

- 市長は市民生活に必要な情報について市民に
積極的に分かるように提供するように努めます。

行政運営

条文 (行政運営の基本)

1. 市は、市民生活の情報収集を基本として、将来像を示す総合的な計画を策定し、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

(総合計画等)

2. 市は、総合的な計画的行政運営を図るため、総合計画以下(総合振興計画)を策定します。

(財政運営)

3. 市は、中長期的な展望に基づき、財政計画を定めて総合振興計画及び行政評価の結果を基に予算を編成するとともに、計画的かつ健全な財政運営に努めます。

(1) 市長は、財政状況に関する情報並びに予算の編成及び執行に関する情報を市民にわかりやすく公表しなければならない。

4. (行政評価)

市長は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、評価を実施します。

(1) 市長は、市民の視点に基づき外部評価を取り入れるものとし、評価の結果を市民にとってわかりやすいものとする。

(2) 市長は、行政内部における全事務事業を対象として、事務事業評価を実施します。

(3) 市長は、前項の評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、施策、事業等に適切に反映させます。

5. (組織)
市は、政策を効率的に実施するため、簡素で「稼働的」かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、社会情勢に対応できるように常に検討を加え、必要に応じて見直しを図るものとする。

6. (説明責任)
市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明する責任を果すものとする。

7. (情報提供)
市長は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に、かつわかりやすく提供するよう努めるものとする。

8. (情報公開)
市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができ、市は、この請求に対しては、正当な理由がない限り、これに同意に応ずるものとする。

9. (個人情報保護)
市は、その保有する個人情報について適切に保護を図り、市民が自己の個人情報について市に請求がある場合、正当な理由がない限り、これに同意に応ずるものとする。

10. (市民参画及び協働)

(1) 参画

① 市は意見聴取その他の多様な参画の機会を準備し、その体系として市民が参画することにより利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

(2) 協働

① 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係の形成、まちづくりを促進するため協働するよう努めなければならない。

② 市は、前項に規定する協働を推進するために市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。

③ 市の支援は、市民及び事業者の自主性と自覚性を尊重し損なうものであってはならない。
意見公募

11. (行政手続及び(パブリックコメント)手続)

(1) 行政手続

市長は行政手続において、適正な事務処理を促進するため期限等の基準を明確にします。

(2) 意見公募(パブリックコメント)手続

① 市長は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては市民から当該事案に係る意見を募る手続を行います。

② 市長は前項の手続により提出された市民の意見を十分考慮し意思決定を促すとともに、その意見に対する考え方を取りまとめ公表する。

12 危機管理

- 地域自治体の防災・危機管理体制の詳細指針を
- ① 策定し、防災・危機管理対応力の向上を推進する。
 - ② 防災情報の共有化を進めると。
 - ③ 被災者の生活再建支援の一層の充実を図る。
 - ④ 住民が主たる企業の防災・危機管理意識の向上
災害による被害を軽減するため「行政による「公助」
自らが学ぶ「自助」、住民、ボランティア、企業などの
連携も含めた「共助」
 - ⑤ 越谷市危機管理体制の整備。
↳ におよび危機的状況が発生した場合の
基本方針と体制づくり
- 心. 委託及び委任

14 他の自治体等との連携・協力